

2018年7月31日

受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

UBS 米国成長株式ファンド（組入比率調整型）
繰上償還に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型投資信託「UBS 米国成長株式ファンド（組入比率調整型）」（以下「当ファンド」ということがあります。）につきまして、下記のとおり繰上償還を提案いたします。

<繰上償還を行う理由>

当ファンドにおきましては、2013年10月31日の設定以来、主として米国の成長株に投資を行い株式の上昇機会を捉えつつ独自の組入比率調整戦略により実質株式組入比率の調整を行うことで中長期的な基準価額の下落リスクの低減を図ってまいりました。しかしながら、当ファンドの純資産総額は2018年6月末現在で1.3億円程度となっており、信託約款の繰上償還条項（第47条）に定める20億円を大幅に下回る水準となっております。弊社としましては、運用の基本方針に沿った運用に努めてまいりましたが、今般の純資産総額の推移を鑑みて、効率的な運用を行うことが困難な状況にあることに加え、今後も追加設定の増加が見込み辛いことなどから商品性とパフォーマンスの継続性などを総合的に検討した結果、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって最善であるとの判断に至りました。

<運用の基本方針に沿った運用が行えない場合>

なお、当ファンドの純資産総額は、目論見書に記載のある、先物取引を用いた組入比率調整戦略を実行することが極めて困難な水準まで減少しております。そのため、書面決議の日までの当ファンドの運用については、可能な限り運用の基本方針に沿って行う予定ですが、純資産総額の更なる減少、また市場の急変などによって当該方針に沿った組入比率調整戦略を行うことが受益者の利益に資さない状況にあると判断した場合には、書面決議の前日であっても、先物取引を通じた組入比率の調整を停止することがあります。その場合には、現物株式の組入れのみにより運用を行う予定です。また、本書面決議が否決された場合、当ファンドは存続することとなりますが、その場合でも同様の状況にあると判断したときには、先物取引を行わず、同様の運用方針に基づき運用を継続することがございます。その場合、ファンドの基準価額が先物取引を用いた組入比率調整戦略を行った場合と比べ、基準価額の下落リスクを低減できないことがあります。

また、書面決議が可決された場合には、償還への準備を行うため、速やかに全ての保有資産を現金化することを予定しております。その場合、ファンドの基準価額の値動きは、米国の株式市場等とは異なったものとなります。

このお知らせは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づく法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りするものです。

また、この繰上償還の手続きにつきましては、投信法の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。つきましては、本書面をご覧ください、繰上償還（以下「本議案」といいます。）に対する賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りください。

なお、本議案について議決権を行使されない場合（議決権行使書面のご返送がない場合）は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取扱われますので、本議案に賛成の受益者の方は、書面決議に関する手続きをされる必要はありません。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

<記>

1. 対象となるファンド

UBS 米国成長株式ファンド（組入比率調整型）

2. 繰上償還の手続きおよび日程

- ①受益者および受益権口数の確定 : 2018年7月31日
- ②書面による議決権の行使受付最終日 : 2018年8月22日
- ③書面による決議の日 : 2018年8月23日
- ④繰上償還日 : 2018年9月14日

※ 2018年7月31日現在の受益者（2018年7月27日以前の換金申込者は除きます）は、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案（繰上償還）に対して議決権を行使することができます。

[繰上償還に対する書面決議の結果]

繰上償還にかかる書面決議は、上記①時点の当ファンドの議決権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。なお、否決された場合には2018年9月14日付での繰上償還は行いません。

本議案に対する書面決議の結果は、2018年8月24日に弊社ホームページにて、可決の場合は「繰上償還可決のお知らせ」を、否決の場合は「繰上償還否決のお知らせ」を掲載することによりお知らせします。

3. 書面による議決権行使の方法

同封の「議決権行使書面」に、繰上償還に対する賛否および必要事項をご記入のうえ、2018年8月22日（必着）までに以下送付先にご郵送ください。

<送付先>

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー

UBS アセット・マネジメント株式会社

「UBS 米国成長株式ファンド（組入比率調整型）」繰上償還に関する議決権行使書面受付窓口 行

議決権行使書面は、2018年8月22日までに到着した分を、有効とさせていただきます。

なお、本議案について議決権を行使されない場合（議決権行使書面のご返送がない場合）は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取扱われますので、本議案に賛成の受益者の方は、書面決議に関する手続きをされる必要はありません。

《留意事項》

- ※ 本議案についての賛否の回答がない議決権行使書面を提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- ※ 同一の受益者の方が本議案についての賛否の内容が異なる複数の議決権行使書面を提出された場合や一つの議決権行使書面の賛否両方に記入された場合には、すべての議決権に関して無効といたします。

4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用について

当ファンドは、2014年12月1日の投信法改正にあわせて信託約款の変更を行い、書面決議が可決され繰上償還をする場合において、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定は適用されないこととなっております。なお、繰上償還に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、換金の申込を受付けます。

[個人情報の取扱いについて]

当手続きにあたりお客様に関する情報（氏名、住所、電話番号、口座番号および受益権口数等）を、販売会社および委託会社（弊社）が共有することがありますのでご了承ください。なお、取得した個人情報は、書面決議に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

<本件に関する問い合わせ先>

UBS アセット・マネジメント株式会社

繰上償還お問い合わせ窓口

電話番号 03-5293-3700（受付時間 営業日の9:00から17:00まで）

以上